

年金新規受取専用定期預金 商品概要

年金新規受取専用定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなります。なお、当金庫では各種規定を電子化し窓口での配布を終了しております。

各種規定については <https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

2026年10月1日現在

商品名	年金新規受取専用定期預金	
ご利用いただける方	●取扱期間中に公的年金を新たに当金庫口座にご指定いただいた個人の方	
取扱期間	2026年10月1日(木)～2027年3月31日(水) ※ただし、市場環境等の変化により取扱期間内であっても取扱いを中止する場合があります。	
基本商品	スーパー定期	
預入期間	1年（単利型） 定型方式の自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。	
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。 ※新たな資金でのお預け入れが条件になります。
	預入金額及び 預入限度額	100円以上200万円以内 ※お1人様1口までとします。
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払戻いたします。
利息	適用金利	●年2.0%（税引後：1.593%）
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優がご利用いただけます。	
満期後の商品	初回満期日以降は、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期に自動継続されます。	
中途解約時のお取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。）	
手数料	不要	
付加できる特約事項	「総合口座」の担保とすることができます。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室（9時～17時、☎0853-20-1000）までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、☎03-3517-5825）までお申し出ください。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。



児童手当新規受取専用定期預金 商品概要

児童手当新規受取専用定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなります。なお、当金庫では各種規定を電子化し窓口での配布を終了しております。

各種規定については <https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

2026 年 10 月 1 日現在

商品名	児童手当新規受取専用定期預金	
ご利用いただける方	●取扱期間中に児童手当を新たに当金庫口座にご指定いただいた個人の方	
取扱期間	2026 年 10 月 1 日(木)～ 2027 年 3 月 31 日(水) ※ただし、市場環境等の変化により取扱期間内であっても取扱いを中止する場合があります。	
基本商品	スーパー定期	
預入期間	1 年（単利型） 定型方式の自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。	
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。 ※新たな資金でのお預け入れが条件になります。
	預入金額及び 預入限度額	100 円以上 100 万円以内 ※お 1 人様 1 口までとします。
	預入単位	1 円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払戻いたします。
利息	適用金利	●年 3.0% (税引後:2.390%)
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした 1 年を365日とする日割計算
税金	20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優がご利用いただけます。	
満期後の商品	初回満期日以降は、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期に自動継続されます。	
中途解約時のお取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護されます。)	
手数料	不要	
付加できる特約事項	「総合口座」の担保とすることができます。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時～17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。

